

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理の基準等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>香東川公園又は土器川公園</u> 当該都市公園の維持管理及び供用に関する業務</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(指定管理者による管理の基準等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 条例第14条の2第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。</p> <p>(1) <u>土器川公園</u> 当該都市公園の維持管理及び供用に関する業務</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。